

公示日：2022年7月6日

調達管理番号：22a00336

国名：東ティモール

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：東ティモール国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト（コメ品質管理）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：コメ品質管理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2022年9月中旬から2022年12月上旬まで
- (2) 業務人月：国内 0.25、現地 1.33、合計 1.58
- (3) 業務日数：

- ・ 国内準備 3日、現地業務 40日、国内整理 2日

本業務においては1回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2022年7月20日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

- 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き  
[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- ◇ 評価結果の通知：2022年8月2日（火）までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定

します

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	コメ品質管理に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：COVID-19用ワクチンの2回接種証明書必要。出国2日以内のPCR検査陰性証明書推奨。

#### 6. 業務の背景

東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」という。）において、農業は非石油輸出額の約80%を占め、就業人口の約65%が従事する重要な基幹産業である<sup>1</sup>。現在は、石油や天然ガス等の資源収入がGDPの約80%を占めており、資源産業に過度に依存する東ティモールにおいては、農業を基盤とした産業の育成を進めていくことが重要な課題である。

こうした中、東ティモール政府は、2030年までの国づくりの基本となる「戦略的開発計画（Strategic Development Plan 2011-2030：SDP）を策定し、農業セクターを重点開発分野の一つと位置付けている。同計画では、開発目標として営農技術の向上や食料生産の向上、主食であるコメの自給率向上等を掲げ、2020年までの食料自給達成を目標としている。一方、2019年のコメ自給率は約30%であり、国内のコメ消費量の約70%を輸入米が占めている現状がある。加えて、

<sup>1</sup> State Budget 2016, Budget Overview Book1

年々安価な輸入米の流入が増加すると同時に、コメの作付面積及び収穫面積は2008年（46,000ha）をピークに減少傾向（2018年：29,000ha）にあり、食料自給率向上に向けたコメの生産増加が急務となっている。

上記に鑑み、JICAは東ティモール政府と技術協力プロジェクト「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施に合意し、2016年9月に開始した。本プロジェクトでは、①選定地域コメ生産農家の営農技術の改善、②灌漑施設維持管理能力の強化、③民間セクターによる国産米流通・販売モデルの構築、④政府による国産米買い取り／配布システムの改善、⑤プロジェクトから得られた教訓の共有、及び⑥国産米振興政策立案に必要なオプションが関係者により準備され共有される、ことによりコメのバリューチェーン（生産、加工、流通、配布、販売及び消費）の改善を通じたコメ生産による対象地域の農家世帯の農業所得の向上を図り、もって農家世帯の生計向上に寄与する計画である。

東ティモールの国産米は、品質に基づく価格形成がなされておらず、国産米の買い取り民間業者及び農業従事者の品質に対する認識は低い状況にある。2021年8月から約3か月間派遣された品質管理分野の短期専門家は、プロジェクトのカウンターパート及び関係者（精米業者、農家等）を対象に、コメの品質管理機材の使用マニュアルを作成し、機材の使用方法に関する研修等を行った。本業務では、カウンターの品質管理機材の使用方法を確認し、状況に応じて指導、マニュアルの改訂等を行い、品質管理に係る体制整備と活動の定着を支援する。また、コメ品質基準案を作成するとともに、その基準案についてカウンターパート機関の他、支援対象グループや関係者等と意見交換を行い、農家や農家グループが買い取り民間業者にコメを販売する際の価格設定を検討する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、日本人専門家チームと協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の業務を行う。

### （1）国内準備期間（2022年9月中旬）

- ① 既存のJICA報告書、東ティモール政府作成の関連報告書等を参照し、東ティモールのコメ品質管理の現状と課題を把握する。特に、2021年8月～10月に実施した第一回目のコメ品質管理短期専門家報告書を精読する。また、これまで日本が実施してきた東ティモール農業セクターにおける協力の概要及び本プロジェクトの背景・現状を把握する。
- ② 上記に基づき、活動方針・行程を検討する。
- ③ 活動方針・行程（案）をJICA経済開発部、JICA東ティモール事務所及

び日本人長期専門家チームへ説明し意見交換の上、現地における業務内容を整理し、ワークプラン（和）を作成する。

- ④ ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認を得て提出する。併せて JICA 東ティモール事務所及びプロジェクト事務所にもワークプランのデータを送付する。

（２）現地業務期間（2022 年 9 月下旬～2021 年 10 月下旬）<sup>2</sup>

- ① 現地業務開始時に、JICA 東ティモール事務所、長期専門家チーム及びカウンターパート機関にワークプランを説明の上、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 2021 年の同分野短期専門家の指導内容を踏まえ、コメ品質管理機材（試験用精米機、試験用籾摺り機、試料均分器、鑑定用鏡版、検査用フルイ、電子天秤等）の使用方法を関連カウンターパート機関<sup>3</sup>に対して確認する。間違った使用や使用方法に瑕疵がある場合は再指導を行う。その際は、品質検査を通じて、コメの品質に対して影響を与える栽培等の要因について稲栽培技術／コミュニティ開発専門家および当分野のカウンターパートの協力を得つつ説明し、カウンターパートの理解を促す。
- ③ 2021 年の同分野短期専門家活動時に作成されたコメ品質管理機材使用マニュアルを精査し、このマニュアルを各カウンターパートが理解しているか調査する。理解していない場合は、再度研修を実施し、カウンターパートが自ら正しく検査できる体制構築を支援する。その際マニュアルと併せてコメの品質判定基準の要素について解説し、カウンターパートの理解を促す。
- ④ 2021 年の同分野短期専門家活動時に作成されたコメ品質分析表を精査する。当分析表に基づいたコメの品質の差異を様々な角度から分析し、東ティモール独自のコメ品質基準案を作成する。
- ⑤ そのコメ品質基準案についてカウンターパート機関、支援対象グループ<sup>4</sup>、関係者（精米業者、農家等）及び買い取り民間業者が共通認識を

---

<sup>2</sup> 今回の派遣では、②～③は 2021 年の同分野短期専門家活動のフォローアップと位置づけ、特に④～⑦の活動を推進することとする。

<sup>3</sup> National Logistic Center（NLC）：国家流通センター（CMEA 傘下組織）、Agro-Commerce：MAF 農業商業局、Quarantine and Bio-Security：MAF 検疫バイオセキュリティー局。

<sup>4</sup> ACELDA：Buluto 地区の民間会社、CAAKUB：Malian 地区の農業者組合。

醸成するための、意見調整を支援する。

- ⑥ ④の品質基準案に基づき、農家や農家グループが買い取り民間業者にコメを販売する際のコメの価格設定を検討する。その際はカウンターパートだけでなく、支援対象グループ、そして必要であれば買い取り民間業者、精米所とも意見を交換すること。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、説明する。
- ⑧ JICA 東ティモール事務所及びプロジェクト事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(3) 国内整理期間（2022 年 11 月上旬）

現地業務結果報告書（和文・英文）を監督職員に提出し、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン：和文 3 部、英文 4 部
- (2) 現地業務結果報告書：和文 3 部、英文 4 部
- (3) 専門家業務完了報告書：和文 3 部、英文 4 部

2022 年 11 月 22 日までに監督職員に報告、提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒クアラルンプール⇒ディリ⇒クアラルンプール⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地人月、国内人月、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

## ② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている長期専門家のみ記載しています）。

- ア) チーフアドバイザー
- イ) 稲作技術／コミュニティ開発
- ウ) 水利組合能力強化
- エ) 農産物流通・販売
- オ) コメ買い取り／配布システム
- カ) 業務調整／研修・普及

## ③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎  
便宜供与あり
- イ) 宿舎手配  
便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ  
便宜供与あり
- エ) 通訳備上  
便宜供与あり
- オ) 現地日程のアレンジ  
C/P 機関との協議及び研修について、スケジュールアレンジ及び必要に応じ同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供  
必要に応じてプロジェクトオフィスにおける執務スペースを提供

## (2) 公開資料

- ・「東ティモール民主共和国 農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト ファイナルレポート」  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026145.html>)
- ・「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト 事業事前評価表」  
([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_1500537\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1500537_1_s.pdf))
- ・東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト中間レビュー調査報告書  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041314.html>)

## (3) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グルー

プ第一チーム（TEL:03-5226-8413）にて配付します。

・東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト 専門家業務完了報告書（品質管理）

②本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

#### （４）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課

税とすることを想定しています。

- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上